

自立支援医療（精神通院）について（指定医療機関制度）

- ◆ 精神的な病気の治療は、再発の防止を含め比較的長期にわたることが多く、医療費の負担が大きくなります。
認定されれば、精神疾患の通院医療費の自己負担が軽減できます。

申請の窓口ー 各市区町村役場

申請に必要なものー 診断書（文書料がかかります）・申請書
資格確認書など保険情報が確認できるもの・印鑑
課税証明関係書類・マイナンバー（個人番号）など

*申請先にご確認ください

◆注意事項

- (1) 承認期間は1年間ですので、継続の場合、毎年更新の手続きが必要になります。
ただし、診断書については、治療方針の変更がない場合は、2年に1度の提出になります。
- (2) 診断書がお手元に届きましたら、速やかに市町村役場で手続きをしてください。
審査で承認されると、手続きをした日からの適用となります。
- (3) 申請しても、審査で不承認となる場合もあります。
- (4) 指定医療機関制度です。院外処方の場合は、薬局の指定が必要です。
薬局にも、申請中又は、申請する旨を伝えてください。
- (5) 支給認定が受けられる医療機関および薬局は原則として1ヶ所ずつに限られ、
やむを得ない事情がない限り、複数指定することはできません。
ただし、医療に重複がない場合は、複数指定できることもありますので、
お住まいの市町村役場にご相談ください。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の申請と同時に申請することもできます。

◆申請の手順について

- ① 文書受付で、診断書（定まった様式）の記載依頼をする。
(継続の場合は、主治医の確認を得て文書受付で記載依頼をする。)
- ② 後日、診断書を受け取り、その他の申請書類とともに市町村役場へ提出し申請
- ③ 承認されると受給者証が届くので、来院時に医事窓口へ提示

◆自己負担限度額表（月額）

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合：1割 ※1	
		自己負担限度額（外来十薬代）	
		一般	重度かつ継続 ※2
生活保護	—	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	保護者の年収（～80万円）	2,500円
低所得Ⅱ		保護者の年収（80万円超）	5,000円
中間所得Ⅰ	市町村民税課税	課税以上～3.3万円未満	医療保険の高額療養費 5,000円
中間所得Ⅱ		3.3万円～23.5万円未満	医療保険の高額療養費 10,000円
上位所得		23.5万円以上	対象外 20,000円

※1 市町村によっては自己負担額を助成する制度があります。

詳しくはお住まいの市町村役場にお問い合わせください。

※2 「重度かつ継続」の範囲（精神通院のほとんどは重度かつ継続に該当）

- ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん
認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
- ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ③医療保険の多数該当の者

◆自立支援医療（精神通院）が承認されたら…

ご自宅に『受給者証』が届きますので、会計に速やかにご提示ください。
(不承認となった場合は不承認通知等を、窓口でご提示ください)

次回受診予約がない場合もしくは不承認となった場合は、代表電話から医事係（内線1031）までご連絡ください。

※この場合、自己負担金（保険自己負担金2割もしくは3割）を請求いたします。
必要に応じて振込み用紙を送付させていただきます。